

### 【コーディネーター】

それでは続きましてパネルディスカッションに移りたいと思います。引き続きよろしくお願ひいたします。

第1部では自治基本条例とは何なのか。特にまちづくりの関係でどんなものなのかというお話をさせていただきましたけれども、今日は4名のパネリストの方に参加いただいております。市民の方お二人、そして議会、行政と。それぞれの立場で自治基本条例に関わってきて、いろんなこと、大変なことがあると思います。そんなお話をさせていただこうと思います。

今日は主に論点を3つ用意しております。1つは先ほどの2段ロケット、一宮2段ロケット方式、こういった作り方ですね。市民が絡んで関わって作っていく。こういったものを体験してそれについて感じたこと、それぞれの立場であろうかと思ひます。それから2つ目が、この条例ができてスタートと考えておりますけれども、自分自身がそれぞれの立場で何をすべきなのか。市民は、私はこんなことをしたい、あるいはすべきだといったことをお話しただきたいのが2つ目です。そして最後に、特にそれぞれの立場から相手というか（野球でいう）9人の他のメンバーに対してこんなことを期待していますよ、ということをお話しただこうということで、大体この3つを論点にしております。後半に皆さんのほうから質問をとる時間もござひますので、この条例に関する質問なども考えていただきながらお話を聞いていただきたいと思ひます。

それでは、パネリストの方に順にお話を伺いたいと思ひますけれども、市長の谷さんです。まずですね、条例の2段ロケットと言ひましたが、公募市民の考える会がたたき台を作り、そしてその後、市民・議会・行政の三者で条例として仕上げる、こういった作り方なんですけれども、こういった作り方に関して感じておられること、あるいはこんな思ひ持ったというようなお話をお願ひします。

### 【市長】

先ほどの松下先生の講演の中で、職員がご相談に伺って先生にちょっと脅されて暗い顔して帰っていったという話がありました。そのとき、ちょっと電気が暗かったんではないかと思ひます。私はたぶんそんなに暗い顔でなくて帰ったという風に思ひます。私どもはこのやり方について大変な決意がいったとか、悩んだということはありません。これは一宮にとってごく当たり前のやり方でありまひす。先ほど、私の冒頭の

ご挨拶の中で、この条例を作るためにいくつか準備をしたと申し上げました。これは実は、合併後の話であって、合併後、この条例を作る、素地を作るために市民活動支援制度やら、地域づくり協議会の仕組みを始めたということです。それ以前、合併をする前にすでに私は、役所の人と市民の皆さんとの関わり方といいますか、考え方といいますか、そういうものを徹底的に変えてきたつもりであります。私は、平成 11 年に就任したわけですが、その当時の市民の皆さんが役所を見る目、役所の職員が市民の皆さんを見る目は、お互いどちらかという腹の探り合いというか、悪く言うと信用してないというか、そういう感じでありまして、役所の方は市民の皆さんがあまり発言できないような形で会議を持って、決まったシナリオに従って、決まった結論が出るようにやるのが良いという考え方。市民の皆さんも、市役所は信用できないんで、許しちゃいかんぞというようなことで、大変具合の悪いことになっていました。こういう関係をなんとかするにはどうしたらいいか。これはまず役所側が自ら変わらなくてはまずだめだろうということで、情報公開を始めとして、さまざまな機会に市民の皆さんに自由に参加していただけるような、そういう仕組みづくりをしよう。したがって、特別な条例でありますけれども、さまざまな基本計画を作るときでありますとか、今と同じように市民会議を作ったり、あるいは公的な会議であっても何人かは公募の市民の皆さんに委員として入っていただいたりとか、そういうことをごく当たり前にやってきておりまして、そういうワークショップ等も頻繁に、何回も何十回もすでにやってきておりまして、これは今一宮市にとっては、市の職員にとってももちろんのこと、市民の皆様も当たり前のことだと思っているかもしれませんが、これは決して当たり前のことではなくて、他の地域ではこんなことは全くやられていないところもたくさんあるだろうと思います。今回の条例は、お読みいただくとすぐ頭に入ると思います。皆さんが普段使われている言葉で書いてありますので、大変読みやすく、たぶん 1 回読めば大体意味が分かると思います。でも、普通の条例は、皆さんあんまりごらんになったことはないと思いますが、本当にややこしいんです。もう何が書いてあるかわからない。1 回読んでもわからない。2 回読んだらますますわからない。読めば読むほど分からなくなるという奇怪な代物でありまして、これでは意味がないだろうということでございます。もう 10 年近く前になると思いますけれども、「ですます調」で、一宮市で初めてできた条例が「ごみ減量条例」でありまして、この時も市民の皆さんになっていただきました「ごみ減量推進モニター」という方たち

がいて、その方たちに全面的にお願いをして職員は後ろからサポートするだけという状況で、まさに「ですます調」の分かりやすいごみ減らしの条例を作っていただきました。特に女性が多かったのもよけいにやさしい感じになったのですが、これがまず初めでございます。市民の皆さんに入っていただくという文化は完全に定着をしておりますので、その上に立って今回のような方式ができたのだらうなと思います。今回は、議会の方からの御発言がありますけれども、この2段ロケットの1段目に市議会の方からも入っていただいて、これもなかなか難しいことだと思いますが、私どもの市議会は、市議会と市長、行政との関係といってもいいかと思いますが、徹底的に対立するのではなくて、いい距離感でもってお互いに切磋琢磨といいますか、お互いに意見を出し合いながらやっていける関係でございますので、今後もそういう風でできたらなと思います。そういう意味でも、出来た条例も立派だと思いますが、出来ていく過程も自慢していいのではないかと思います。

#### 【コーディネーター】

ありがとうございました。私は、職員さんが私の話を聞いて暗くなったのかと思ったら、電気が暗かったんですね。ちょっと考え方を改めないといけないなと思いました。

すでにさまざまな取り組みがされて、1%を始めさまざまな取り組みがされている、そういう土台の上に立ってさらにこれを進めていくということなんだと思います。

お待ちどうさまでした、八木さん。検討委員として入っていただきましたが、議会が入るのは珍しいんです。私は最初、設計を聞いた時にうまくいくのかなあと思いました。他のまちでいくつかやっているんですけども、なかなかうまくいかないんですね。うまくいくのかなあと思いましたけど、今回は参加をしていただきました。こういった条例の作り方について、あるいは一緒に検討したことについてお感じになったことあると思いますのでお願いします。

#### 【八木】

みなさん、こんにちは。市議会議員の八木丈之でございます。今日はまた各世代の皆さんがたくさんフォーラムに参加していただきましてありがとうございます。又この会場の中には先輩議員、同僚議員もたくさん参加していただいております。ただい

ま松下先生からお話がありましたように、議会側として本当に私も、実は考える会には入っておりませんが、検討委員会に入ったときに1番最初に思ったのは、議会側がこの会に入ってはいけないと思ったんです。現に、その検討委員会でもその発言はさせてもらいました。なぜなら、議会の仕組みを少し説明させてください。われわれ議会は各常任委員会に分かれます。たくさんの分野を皆様の代表として行政の審議、監視をしていかなければなりませんので、例えば建設委員会であったり、福祉委員会であったり、そして今回私が担当となりました企画総務委員会等々、各常任委員会に各議員が分かれて、その問題点をしっかり審議していくんです。今回、この企画総務委員会で私はその当時、4月までですが、委員長をさせていただきました。そして委員長という立場で、そして議会からは議長さんと私、委員長という立場で検討委員会に入って議会側からの発言を求められました。ですから、後にこの検討委員会で作られた自治基本条例がもう一度議会にあがるわけです。今度は、行政、市長から、条例制定に向けて議会で承認を得るということです。二重のチェックをするということは、普通はあってはなりません。なぜなら事前審査をするのと一緒ですから。あくまでもこれは議会代表としてではなくて一議員として発言をということを繰り返させていただきました。しかし改めて、この検討委員会に入らせて頂きまして感謝しております。本当に多くの勉強をさせていただきました。と同時に、先ほど紹介させていただきましたように、当時の企画総務委員会のメンバー、毎月で計十数回、今までにない所管事務調査をやりまして、この問題に真剣に取り組みました。今日少しですけど、資料を持ってきましたが、実はこの3倍あります。議会側で自分たちの手弁当で岐阜市へ赴き、豊田市へ赴き、川崎市へ行って、そしてこの議会基本条例を含め自治基本条例の勉強をたくさんさせていただきました。同時に、議長さんのお許しをいただきました。委員会だけではなく44人全ての議員に同じ情報を共有しましょう。今日の松下先生のお話にありましたように情報の共有です。情報公開です。しっかりと検討委員会で1年をかけたのですが、同時に議会側もしっかりと44人が同じペースで、同じレベルの情報を持ってこの検討委員会をしっかりと見守ってきました。おかげさまで立派な自治基本条例を作ることができました。また、議会のほうでも承認をいただき、見事にこれが生まれたということになります。また、素案検討委員会に関してですが、市民、議会、行政が一堂に会して議論するというのは先ほど言ったように本当に珍しいことです。しかし、これをこの一宮市ではやらせていただきました。この

自治基本条例は自治体の憲法ともいわれております。そうした条例を考える会や素案検討委員会で、市民を交えて作ったことは、やはり本当に意味の深いことだと思います。「議員は市民の代表だから一般市民の参加は不要」のような議論もありますが、最後に議決するのは議会であり、そこには議会以外が絡むことは出来ないのですが、過程においてさまざまな市民の声を聞くことは、問題ないどころか、必要なことと考えています。今、一宮市議会が合併を機に議員のわれわれは大きく変わろうとしています。そして議員個々にしっかり勉強しております。合併は本当にいい機会でありました。先ほども述べましたように、私はもともと木曾川の町会議員です。町会議員を6年やり、そして一宮市と合併をさせていただきました。6年が経ち、12年の議会生活の中で大きく私も変わり、勉強させていただきました。今回、この条例を作る作り方は、一宮市としては極めて異例だと思いますが、最高規範としての自治基本条例を作ると考えた場合に、本当に妥当であり、すばらしいやり方であったと今改めて感じているところでございます。後ほどまた皆さんからのご意見もありますが、まずこの作り方についての私の考え方を述べさせていただきました。先生ありがとうございました。

#### 【コーディネーター】

はい、ありがとうございました。今思い出すと八木さんは会議のときに「はい！」といつも手を上げて、いっぱい勉強してきて一生懸命しゃべった。それがすごく思い出されます。本当にいろんな議論があると思います。

それでは今度は松村さん。市民の立場として、条例作りという、なんで関わるのと思うと思うんですね。作り方で感じたこと、あるいは自ら考えたことをお願いします。

#### 【松村氏】

みなさん、こんにちは。松村真早美と申します。簡単に自己紹介させていただきます。普段は学習塾を営んでおりまして、幼稚園児から高校生までのさまざまな年代の子どもたちとそのご父兄の方たちと接しております。後は、学校関係、PTA など子育て支援、個人的にはヨサコイのなるこ踊りをやっておりますので、さまざまなお祭りに参加させていただいたりということをしております。公職的には二市一町合併した際に合併協議委員として参加させていただきました。現在は地域審議会委員、そして

特別職報酬審議会の委員をさせていただいております。この自治基本条例に関しましては2段ロケットの2段目ですね。1段目の考える会には参加しておりませんが、2段目の素案検討委員会から参加させていただいております。率直な感想としましては、最初にお話いただいた時に、どうして一市民の私の所にお話を持ってきていただいたのかということが全然分かりませんでした。というのは、法律というのはやっぱり専門家の方が、職員の専門家なり、法律の専門家が作るのだと思っていました。なのに、なぜ市民が関わるのだろうというところが率直に疑問でした。実際、初めての委員会に行かせていただいたときに、いろいろ皆さん立場の違う方がお見えになり、すごいなというのが実感でした。その際に1番感動したのは、考える会の方々が自分たちの足でアンケートをとってきてくださったというところに1番感動しました。というのは、アンケートというのはそれなりの業者の方々がいてとってくるのかなと思っていました。それを皆さんが足を運んでとってこられたというところに非常に熱意を感じました。それだけの熱意を持って作ってきてくださった素案ですので、よりいっそう真剣に議論しなければいけないということで気持ちを新たにしました。普段、さまざまな委員会に参加させていただきましたが、これほど長い時間、1回の会議で4時間を越えたときもありました。それだけ長い時間の会議をしたのはこれが初めてでした。それほど皆さん、台本があったわけでもなく、こうやって言いなさいと言われたわけでもなく、皆さんご意見を言い合って、それに対してまた反論があり、同意があり、さまざまな意見が出ました。皆さん本当に真剣に議論されて出来上がっております。私も無知な状態から始めていろいろ勉強させていただきました。そして、市民、議会、行政の方、みんな一緒になって話し合いをするのが非常によかったのではないかと思います。徹底的にみんな話し合いをしましたので、最初にたたき台としてあがってきたものより、より一層いいものが出来上がったのではないかと思います。この委員会に参加させていただいて本当に勉強になりましたし、とても貴重な時間を過ごさせて頂きました。

#### 【コーディネーター】

はい、ありがとうございます。松村さんはいつもニコニコしながら会議に参加をしていただきました。会議が終わった後に、市長へ答申したときに一人ひとりにあいさつをしてもらったんです。そのときにコメントではないですけども、こんな印象の

人でしたということをお話できたんですね。全員のお話ことができました。それだけ皆さん参加をして、一言もしゃべらない人はいないんですね。それぞれの立場でお話をしました。いつもニコニコしながら、鋭い意見をおっしゃっていたそんな印象がありますね。

それでは岩原さんお願いします。

#### 【岩原氏】

みなさん、こんにちは、岩原と申します。私は考える会から参加させていただいております。そもそも私がこの考える会に参加したのは、市民から公募を募っていたようですが、期待する定員に満たなかったということで、追加募集が中日新聞の尾張版に載ってまして、それを見て追加募集でメンバーとして加わったわけでありまして。従って、この考える会の議論がスタートしたときに、大変なところに来てしまったのかなあという思いでこの会議に加わらせていただきました。その後、素案検討委員会にも1年加わらせていただきました。考える会のたたき台を議論した当時の仲間の何人か、懐かしい顔を拝見することができます。

今から思えばいろいろな思い出がありますけれども、みなさん大変な篤い思いの方ばかりで、いかにまとめていくかということに苦心したという、そんなことがあります。今から思いますと、世の中はデジタル化の方向に一気に進んでおります。デジタル化はいいところもありますけれども、やはりその中にもアナログの良さというのは否定できないと思います。デジタルが進むとまたアナログに戻ってくるのではないかなとそんな思いがします。この条例を作るプロセスを今振り返ってみますと、今私たちはそういう中であって、例えば食材ですと、手作りという名前が付いているものをみますと何かこう美味しいというか、これは他にはないという、そんな思いがします。例えばスーパーに行きますと、手作り豆腐とか手作りハンバーグとか、家具で言いますと手作りたんすとかですね、商品の上に「手作り」という言葉が付いていると、何か価値があるのかなあ特別な思いがいたします。そういうことから思いまして、今回私たちが作って、まもなくスタートするこの条例は、まさに市民による手作りであったという風に振り返ることができるのではないのでしょうか。先生のお話にありましたように、この条例を作ろうと思えば簡単、簡単というところとあれですが、デジタル化の時代に作ろうと思えば形は作れると思います。しかし、その中で、

手作りで作ったというところにすごい価値とまたそこに重みがあるんだろうと思います。私もあちこちに言って説明をしてアンケートをとらせていただきました。まったく知らない町内会の臨時総会に出さしていただくとかですね、ある地域の体育館で奥様が体操を夜7時からしている、体操のときにそこに行って話したり、子ども会のリーダーの皆さんの会議に出てそこで訴えさせていただいてアンケートをとらせていただいたり、この新しいアンケートをとるためにいろいろな活動をさせていただきました。これも、1人でも多くの皆さんの意見をこの考える会、素案検討委員会の基になる考え方の中に一人でも多くの方々の意見を反映しようということで、委員がそれぞれの地域で汗を流させていただきました。今から思うと非常に楽しくいい思い出として残っておりますが、そのような手作りの条例作りということで非常にいいものでよかったなあという思いです。私がそこに加わることが出来たことも幸いだったなあと思います。また、素案検討委員会においてはまさに三者の協働というのが形作られたのではないかと思います。市民、議会、行政、この三者が共にデスクを囲んで議論をして、素案検討委員会の中で議論したというのが、今、皆様がたのお手元にある条例かなと思います。まさに三者の協働というのがその場面でも形として展開されたのではないかなとそんなことを思いながら、楽しいといえますか、懐かしいといえますか、そういった1人1人の汗が形として今手元にあるのかなと、そんな思いがします。以上でございます。

#### 【コーディネーター】

ありがとうございました。岩原さんは補欠で入ったんですか。そうですね。岩原さんはぶれないんです。常にガチッとしていて、すごく議論が分かりやすいし、しかも皆さんの意見をうまくまとめて行って、だいぶ軽くおっしゃっていますけど、大変ご苦労だったんだろうと思います。それぞれ皆さんのほうからお話をいただきましたこの条例作り、大変だったけど意義がそれぞれあったんだなあということで確認ができたんだと思いました。ありがとうございました。

今度はですね、これを受けてこの条例は育てていく条例です。これを育てていかなければいけないということで、どんな風に育てていくのかということを中心にお話いただきたいと思います。まず、なんといっても行政です。やはりこういう政策作りの責任者ですし、あるいは日常的にこれからまちを作っていく、このリーダーシップを

行政がとるわけです。この条例を踏まえて行政が何をすべきか、といったことをお願いします。

#### 【市長】

先ほど先生の基調講演にもありましたけれど、これから日本が向かっていく最大の問題、テーマ、人口減少ですよ。あと30数年で1億人を切るというような話があるわけです。幸い一宮市は、すでに日本全体では人口減少に入っているわけですが、一宮市はおかげさまでまだ1,000人から1,500人くらい、時には2,000人近く、毎年人口が増えておりました。たぶん日本全体の流れよりは何年か遅れて後を追うということになると思いますが、そちらのほうに進んでいくことは間違いありません。それについて、目に見えてきてから慌てても間に合わないので、今からそういった事態に備えて、市民の皆さん1人1人が、地域の皆さんそれぞれがそういう自覚をもち自分でできる範囲のことは自分たちでやっていこうという、そういう社会を作る。その一つの手段が地域づくり協議会であり、また市民活動支援制度、そういったものを取りまとめて全体的にどういうくくりの中でそういったものを運営していくのかを決めるのが自治基本条例ということでございますので、そういった条例の性格といいますか、まずは存在そのものをできるだけ多くの市民のみなさんに承知していただかなければならない。とりあえず全戸回覧で、先ほど紹介したパンフレットをご覧ください、すでに反応されたご年配の方もおられるそうですので、それなりに効果があったんだろうと思います。が、やはり我々本当に頭が痛いのはいい情報をいっぱい出すんですが、なかなか手にとって見ていただけないというのが最大の悩みでありまして、目を閉じている人に目を開けろというわけにもいきませんので、なかなかそこが難しいところであります。いろいろな手段を用いて、まずはできるだけ多くの皆さんにご理解いただきたいと思います。出前講座というのをやっております、一方的に広報で見ていただくとか、インターネットで見ていただくというのではなくて、あまり大人数でなく、せいぜい数十人でお集まりいただいて、職員がそこに出向いてお話しして質問を受けてやりとりをするという機会がありますので、是非皆さん方のお近くでもそういうお集まりがあれば役所のほうに声をかけていただいて、出前講座という形でPRさせていただければ一番ありがたいと思いますのでよろしく申し上げます。それから役所の中でも、当然職員の中でも承知を図らなければなりませんので、役所に

は市内だけのインターネットがありますので、そういったものを使って、毎週どころか最近は一週に何回も流れていますが、いろいろな情報を提供しております。当面、この条例の中でも説明の中で何回も触れられております、今日も何回か申し上げておりますが、地域づくり協議会、あるいは市民活動支援制度をより早く広めていく、そして深めていくといったことにも力を注いでいきたいと思っております。いずれにしても、冒頭のご挨拶で申し上げましたように、条例を作ったことがゴールではありません。ここからスタートするわけがありますので、そういう意味で職員と力を合わせて努力をしていきたいと思っております。

【コーディネーター】

はい、ありがとうございます。今、話に出ましたけれども、市民活動支援制度、1%制度、これは全国ですごく注目されているんですけども、ちょっと簡単に現況というか、お話いただけますか。

【市長】

ご承知のように、市民活動している団体は何百とあるんですけども、その中から手を上げていただく方式でありまして、今年の場合は76団体でしたけれども、手を上げていただいて、それぞれに市民の皆さんが、ここがいいなと思われる団体に対して1票ずつ投票していただく。18歳以上の市民の方は全て有権者であります。その1票に対して六百数十円というお金が付いているわけですので、(六百数十円)×(何人が投票されたか)というのがその年の市民活動支援の費用ということになります。この上限が個人市民税の1%を上限としておりますので、これも年によって上下がありますので、今年の場合は2億をきるかもしれませんね。だいたい2億円前後が上限でありまして、投票率が10%ぐらいですので、2,000万円前後ということになるかと思っております。その中でたくさんのNPOとか市民活動団体の皆様がさまざまな分野でお取り組みいただいておりますが、やはり皆さんやる気がいっぱいあってもなかなかお金が・・・という所が結構多いんですね。全額という、計画段階ではそういう話もありましたが、一部はやはり自己責任という部分がありますのでご負担いただき、我々もそれに対して支援するという、こういう流れになっております。

### 【コーディネーター】

全国で注目されていまして、全国フォーラムもありました。市民が参加する仕組みというのを具体的に実践されているということでございます。

それでは八木さん、議会の方ですけれども、さまざまな課題があって、難しい位置に今いると思います。この条例では議会の方向性がいくつか出ていますけれども、議会としてどんなことを考えていく、こんなことを進めていくというような報告をお願いします。

### 【八木議員】

どうもありがとうございます。実は、この検討委員会で考える会の方たちから、さまざまな角度で議会に対しての提案がなされておりました。ただその検討委員会の議事録を見ていただいてもわかっていただけるように、実は、一宮市の市議会が他の市町よりも先進的にやっている部分がいくつかあります。検討委員会でもお話をさせていただきました。今日もせっかくですので皆さんにお話させていただきたいのですが、例えば一問一答方式というのがありまして、疑問点を1つずつ取り上げ納得の行くまで質疑をして当局、いわゆる行政から答弁をもらう、この繰り返しをやっております。これは、みなさんテレビの国会中継を見ていただくと、皆さんが議員として、その一般質問をする議員さんが目の前で1つの席を設けて直接当局、行政に対して質問するというやり方なんです。例えば、行政の無駄がないのか、これについての無駄はどうか、それを一問一答で納得のいくまで、制限がなく、質問の制限はないです。時間はありますが、時間の範囲内であれば何回でもそれを問い詰めることができるような一問一答方式をやっております。次に、一日一常任委員会です。他の市町では1日に、先ほども言いました建設の委員会をやり、またこちらでは教育の委員会をやって、他の部屋で。これは一宮ではやっていません。なぜなら、1つの委員会を通して44人の他の議員さんが全て傍聴できるんです。傍聴できて、その議論をしっかり確認できるという、こういうメリットを最大限生かしているのが一日一常任委員会です。そして、常任委員会の傍聴、これは今までなかったことですが、この合併後に大きな変化がありました。一般の方を委員会の傍聴、今は人数3名様になっております。なぜなら、委員会室が今は狭すぎるんです。ですから3名の一般の方に入っていたことで、より開かれた委員会の議論を見ていただいております。

次に、先ほども言いましたが、本会議の発言時間は全議員が平等でございます。皆さんご存知でしょうか。例えば、愛知県で最大会派の議員数が多いところから、ここは60分、次に議員の多い会派は40分というように時間制限があります。これは、国会中継を見ていただいた際、よく、「質問時間がもうないんで」という場面があるように、その政党の議員数によって時間制限があるんですが、一宮市議会はそれがありません。そして、皆さん一番関心の高い政務調査費です。一宮市でももらっていますよ、政務調査費。そして1円から、求められれば情報公開しています。おかげさまで一宮市議会は毎月3万円いただいております。年間36万円の政務調査費をいただいて、議員それぞれに市政報告の新聞に使ったり、さまざまな活動に使わせていただいたりしております。皆さんの大事な税金を。また今回、この冊子の中にもありますように、条例第18条第1項には「市民の意思が市政に適切に反映されるように務める」とありますが、もちろんこれについても44人の議員、合併後本当に、私は刺激を受けるくらいしっかりやっております。次に、第2項には「監視機能及び政策立案機能」とあります。これらは最も基本的な議会の機能であり、このために議会は存在するといっても過言ではありません。一般質問や委員会質問など、監視や政策立案を現在も常に一般質問を通して、ただ重箱の隅をつつくだけじゃないんですよ、一宮市議会は。一般質問を通して政策を訴えていただいている議員さんがたくさんいます。次に第3項に、先程お話をさせていただきましたように開かれた議会ということでもあります。情報公開や市民参加ということで、一宮市議会はより開かれた議会を今後求められると思っておりますので、議会広報に関する議論を進めていくとか、そして議会中継など、いわゆるケーブルテレビ等で積極的に皆さんに、常にご自宅で議会を見ていただくような、そういう提案も実はさせていただいております。いずれにいたしましても、自分たちが議決した条例なので少なくとも自分たちの役割、責務は充分果たしていきたいと思っています。今回、お隣に市長さんがいますが、来月市長さんの大きな戦いがあるんですが、我々は当然、議会として賛成した以上は同じ責任を負っていると、私は思っています、議員として。市長さんが言ったから市長さんの責任ではなくて、それを議会で承認し、しっかりと審議して賛成した私たち議員、私自身の議員としての責任をしっかりと背負って議会をやっております。最後になりますけれど、今回自治基本条例を通して私はこの5月から議会運営委員会という委員会に入らせていただきました。これは各会派から代表が議会の運営に対して意見の言える委員会でございます。ここ

の場で当然出てきますのが議会基本条例の問題です。豊田市も勉強してまいりました。自治基本条例ができて1年間その推移を見たと、その1年後に豊田市は議会基本条例制定に向けて動き出しました。我々も議会運営委員会でこれは議論しております。そのような形の今議会運営を通しての議会基本条例についても少し触れさせていただきました。現在議会ではこのようなことをさせていただいております。

#### 【コーディネーター】

今お話いただいたように、さまざまな先進的な取り組みをされています。これは検討委員会の中でも再三お話になって、みんな「ああそうなのか」ということでした。ですが、正直言うとなかなかそれが伝わっていないところがあるんですね。これを伝えていく仕組みというのが大事で、これが議会基本条例やさまざまな仕組みになると思うんですね。今、どうしようかなと思っていたんですが、議会基本条例を検討されているということなので、引き続き議論していただきたいと思います。

では松村さん、市民としていかがですか。

#### 【松村氏】

市民として何をすべきなのか。もちろん市民一人ひとりがまちづくりに参加する、それが一番大事なことだと思います。そのためには、先程から何度も出ていますが、協働という言葉ですね。協力して働くという協働という言葉が、新市一宮が生まれたときにも柱となっておりますが、これが一番大事で、一人ひとりが協働という気持ちを持っていくべきだと思います。ただ、誰もがやれるのかという問題はあります。まちづくりと一言で言うとすごく大変なことで、すごく大掛かりなことで、個人ではできないんじゃないかという印象を受けるのが一般の方であり、私もそうですが、一主婦としてはすごく大変なことなんだなというイメージがあります。ただ、このパンフレットにも書いてありますように、例えば子供の登下校に付き添っていただいたりとか、ごみの回収を手伝っていただいたりとか、自分の関わっている身近なことから簡単に参加できると思うんですね。そのことをやっぱり一般の方々はまだご存じない方が多いと思いますので、それを理解していただいて、仕事に差し支えない程度とか、自分ができる範囲というので関わっていただければいいのではないかなと思っています。また、もし自分ができないときは誰かかわりにやってくれるかもしれません

が、それを当たり前と思わずに、多くの方、一般市民の方は、権利は主張されますが義務を果たす方が少ないように思います。ですからそのためにも協働という言葉を一一人ひとり頭の中に置いていただいて、その理念で動いていただけるといいのではないかと思います。

【コーディネーター】

今、自分ではできないけれど毎日やってくれているそういう人に対してありがとうという気持ちやご苦労さんという思いを大事にしていくということがまちづくりの基本だということですね。私もそうだなと思います。ありがとうございます。

岩原さんいかがですか。市民の立場として。

【岩原氏】

この条例はですね、私たち市民の意識といいますか、発想の転換を図る契機にできるかなと、そんな思いがします。今までの発想をどのように変えるかということですが、これは先生の話にありましたけれど、私たちはどちらかというと、市民は今までは観客席にいた応援団というか、お客という立場だったのでしょうか。それがこれからは応援団ではなくて、フィールドに降りて、自分たちもプレーをするんだという、こういうところに今来てるんだと思います。私たち市民一人ひとりが発想の転換をするという一つのきっかけといいますか、それがこの条例であればいいかなと思っております。そうなればフィールドでプレーをするわけですから、結果責任といいますか、市民が自己責任という、そういった、一方で責任を負うというようなことも当然求められてくると思います。今までは行政任せ、他人任せ、これでよかったわけですが、これからはそういうことではなく、この条例、ルールに基づいて自分たちも何ができるのかということを考えて、できる範囲でこのまちづくりに参加していくという、こんな考え方に市民一人ひとりが変わってくるということであればいいかなとそんな思いがします。

【コーディネーター】

松村さんもおっしゃったけれど、まちづくりというのはそんなに大げさなことではなくて、リサイクルのことや環境のことや身近なことなので、その中で関心があり、

大事だなと思うことに関わって、その機会をたくさん作っていく。関わるときに関わっていくということがきっといいまちづくりに繋がっていくんじゃないかと、それが市民としてこころすべきことではないかなと、私もそんな風に考えております。

今度は、市民・議会・行政の三者いるわけですがけれども、全部というわけにはいきませんので、例えば市民に対して、あるいは議会に対してというように、絞っていただいて、期待すること、このあたり頑張ってもらいたい、こうあったらいいなと望むことなどをお話いただければと思います。順番でいくと市長さんからお願いします。期待すること、あるいは望むことをお願いします。

#### 【市長】

まず、対議会でありますけれども、日本の行政、原則は二元代表制ですね。議会は議会で、選挙で選ばれたお立場、私も選挙で選ばれた立場。お互い対等の立場にあるわけで、やはり侵してはいけない壁があるんですね。したがって、議会についてあれこれ言うのは控えさせていただきたいと思います。

市民の皆さん方にとということですが、今、いみじくも岩原さんが、市民もこれからは観客からプレーヤーにとおっしゃっていただきました。まさにその通りでありまして、是非そんな心構え、気概を持っていただきたいと思います。しかし、それはあくまで楽しくないといけません。楽しい気持ちでやっていただくことが一番大事なことで、地域の活動とか市民の活動とか個人の活動、全部楽しいからやるのであって、やらされてやるんじゃない。好きで好きでたまらないからやるというスタンスを身につけていただきたいと思います。それでないと長続きしません。町会長がいい例ですね。皆さん多分、町会長が嫌で嫌でしょうがないと思うんですが、順番で回ってくるので、仕方がないから1年だけ我慢してやろうかということですから、あれは嫌々やらされている。そうではなくて、例えば今お願いしている地域づくり協議会なんかは、ここが楽しいと、明日も来ようという前向きなスタンスで取り組んでいただけるような、そういった活動に育てていただきたいと思いますし、私どもそういう応援をしたいと思います。もう1点、一宮でなくてもどこのまちでも多分一緒だと思いますが、自分のことをよく言わないんですね。だいたい日本人は自慢することが美德ではなくて、むしろ嫌われるということでありまして、自分の奥さんでも子どもでも、みんな悪く言いますね。しかしそれは、あんまりいいことではないですね。一宮はとてもよ

いまちですね。市民の人は、10人に聞くと10人がこんなつまらないところはないと言うと思うんですが、よそから来た人に聞くと、こんないいまちはないと10人いて10人が言うんですね。ですから、ぜひ自信を持つというよりも、素直に自分のまちを見ていただいて、いいまちなんだということを見つけて、それをアピールする、いつもつまらんまちだといっていると本当にそうなってしまいますから。そういうことはいい加減にやめませんかと申し上げたいと思います。来年は市制90周年ですので、テーマは「I LOVE いちのみや」まさにそのものずばり「I LOVE いちのみや」です。市制80周年は「ふるさと再発見」、テーマは一貫していますよね。ふるさとのよさを再発見しよう、その次はいちのみやを愛そうという一貫したテーマでありまして、もっともっと市民の皆さんに自分の住んでいるまち、自分のふるさとのよさを見つけて、お互いに愛し合おう、それを態度で表そうということをどんどん呼びかけていきたいと思っています。そうすれば、自ずと市民も地域も元気になっていくだろうと私は思っています。そういうスタンスで市民の皆さんに接したいと思います。

#### 【コーディネーター】

ありがとうございます。大事な指摘をいただきましたね。楽しくやる。楽しいというのはいろんな意味がありますね。私の知っている町会長さんも「楽しい」と言っています。何が楽しいかという、嫌なことも言われますが、皆さんからありがとうといわれるのが楽しいそうです。そういう楽しみってたくさんあると思うんですけど、楽しさを見つけながらやっていくということですね。もう1つ、今おっしゃったように、そこに住んでいる人はいいところが分からないんですね。分かっているかもしれないけど、言わないんですね。でも、みんなでいいところを見つけて、どんどん外に言っていくと、そのくらいのことがこれから大事なんじゃないかと私も思います。とても大事な指摘だと思います。

それでは八木さんいかがですか。

#### 【八木議員】

市民の皆さんに、議会に対しての関心を持っていただきたいという部分があります。皆さんの地元の議員に気軽に声をかけて、関心を持ってしっかり見ていただきたいということをお願いしていききたいと思います。されど、我々議員もこの検討委員会を通

して、私もハッと思ったのは、いかに情報発信が下手なのか、いかに市民の皆さんに対して日ごろ議員が何をやっているのかということの伝え方がすごく下手だったのかなと実感しました。皆さん、各地元の議員さんそれぞれ何千人もの信託を受けて議員になっております。それは、それを通してその何倍もの人たちのためにその地域で活動、活躍しているのが議員、各地元の先生方です。その人たちがひとたび市役所に行けば、44人の議員として、時には行政をチェックし、時には地元に戻ってそれぞれの地域の問題等に関わって、また時には相談を受ければ、今は離れていますが、建設に関しては尾西庁舎に走り、教育に関しては木曾川まで出向きというようなトライアングルで動いています。しかし、なかなかそれは市民の皆さんに発信することが現在できておりません。これはこれからの課題とさせていただきます。先程もお話させていただきましたように、情報提供の仕方を、市民の皆さんに伝わるような形を、ますます勉強していきたいと思えます。再度お願いします。もっと、一宮市議会、議会活動に関心を持っていただいて、各地元の議員さんに気軽に声をかけていただきたいと思えます。

次に行政ですね。やはり二元代表制ということですからありますので、馴れ合いではだめだと思えます。馴れ合いでは、今の世の中ではだめだと思えます。されど全てがだめだということでも完全な対立を生むわけです。適度な緊張感を持った行政と議会の関係を保ちながら、明るい一宮市の将来に向けて、共にわれわれは市民の代表として仕事をさせていただきます。変なトライアングルがありますね。市民と行政だと、どうしても市民が弱い。行政は議員に対しては弱いんです。しかし我々議員は市民に弱いんです。このトライアングルがあるんですよ。そういう部分を、我々も少しずつ、今の新しい社会、時代に入って行く中でしっかり考えていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

#### 【コーディネーター】

市民に期待することというのは、議会、議員自身もこういう志、あるいは変えていくべきこととセットだということですね。

松村さんいかがです。議会、行政どちらでも。

#### 【松村氏】

議会の方に望むことというのは今すでに八木議員さんがおっしゃられましたが、私は幸せな立場で、八木議員さん始め、さまざまな議員さんと一緒に委員会をさせていただく機会がありますので、皆さんがどういうことをされているかということを実際目の当たりに見させていただいていますが、一般の市民の方はそういう姿が残念ながら見えません。ですので、もっと議員さんたちは「私はこういうことをしているんだ」ということをアピールされ、どんどん情報を出されてもいいのではないかと考えております。

そして行政に対してですが、先程市長さんもおっしゃられましたが、残念ながら目を閉じているという住民もかなり多くおります。ただ、私たちも受け身で目を閉じているばかりではいけないのですが、この条例の中に第9条に「子どもの参加の機会の保障」ということがありますので、是非出前講座なんかを学校を対象にやっていただけたらいいのではないかと思います。やはり、子供が学校でそういう講座を受けてきますと当然家庭に帰って親に話します。「今日こういうことが会ったよ」ということを話します。それを聞いた親が「それってなんだろう？」と疑問に思ってくれたら、またそれで1つ広がっていくのではないかなと思いますので、そういう小さな活動を行政のほうからもどんどん提供していただけたらと思います。

#### 【コーディネーター】

ありがとうございました。議会に対するご意見、そして行政に対するご意見ですね。岩原さんお願いします。

#### 【岩原氏】

私、行政に望むことということで申し上げたいんですが、私たち市民も、この条例で発想の転換の契機ということをお話させていただきましたが、実は行政は、役所ですね、役所にも発想の転換の契機にして欲しいという気持ちがあります。今までの役所には2つの言葉がありました。1つ目は「前例がない」ということですね。2つ目は「公平性に欠ける」です。この2つのキーワードがあったと思います。今まではそれで通ってきたかもしれませんが、私は、これからは発想の転換を市民に求めるんだけれども、やはり役所も転換していただきたい。これからまちづくりに一歩踏み出そうという市民や団体が本当に数多く現れてくると思います。篤い思いを持ってスター

トしようと思ったときに、先程言いましたように、協働の中で行政の力を借りようと思ったときに、前例がないとか公平性に欠けるといった、従来のこの2つの言葉でこの篤い市民の思いに水をかけてしまうこともあるかもしれません。したがって、発想の転換というのは私たち市民に対してもそうですが、役所に対しても、そこで働く市の職員の皆さんにもこういったことは求められるんだろうと思いますので、是非これを機に行政も発想の転換を図っていただきたいと思います。ただ、非常にいい例は今回作られた条例は、役所がいわゆる前例がないというところをすでに乗り越えていると思います。市民で作って、三者が一緒に作った条例ですので、このまちづくりの条例そのものがあるため、「前例がない」は使えなくなっております。したがって、まちづくりでいろいろな一步一步の前進があると思いますけれども、新しいことが実は前例になるわけでした、また公平性という意味では、やる気のある篤い思いのある市民の皆さんや団体の皆さんからいろいろな相談を持ちかけられた時に、やはり篤い思いで行政も答えていくという、こういうことにしていって欲しいと思います。

【コーディネーター】

ありがとうございました。三者それぞれが連関しているんですね。市民が発想を転換してやろうというときに、行政が従来の発想ではせつかくの思いが途絶えてしまうということですね。それぞれのところが発想の転換をすると同時に、それぞれのところがそれを受けて発想を変えていく、そういう中で始めてそれぞれの力が大きなパワーになっていくんだなと思います。今までの中でそれぞれの方から意義やこれからやっっていこうという決意をお話いただきました。時間がございますので、予定通り、会場の方からご意見ご質問いただきたいと思います。

【市長】

質問に入る前に、岩原さんのご発言に対して少し意見を言いたいのですが、よろしいですか。

【コーディネーター】

どうぞ。

【市長】

前例がないことを言い訳にして物事をやるなということは大賛成です。たぶん今、私のところでは前例がないということで拒否するということはないと思うんですが、ひょっとしてあるかもしれません。もしあるとすればご指摘いただきたいと思います。前例がなくともきちっと検討してやるべきところはやろうと、これは当然のことだと思います。しかし、公平性に欠けるからやらないということは、これは先生どうですか。先生冒頭おっしゃいましたよね、「公平性とは行政の基本です」と。公平、公正というのは行政の基本ですよ。

【コーディネーター】

公平というのが前例と結びついて、今までないから、あるいは見る目が狭くて。例えば、数人のことであっても、これがみんなの問題ならば、これに取り組むのは公平なんですね。だけど、一部の人だけのことに取り組んだら不公平ですね。公平という概念には幅があるんですね。取り組もうとしている課題がみんなに関わってくる問題なら、例えば一部の人の関心事であっても全体の問題になるということですね。要するに、感度なんです、職員の。あるいは感度の中で、これは大きな課題だなと思えると公平性の基準がずれてくるんですね。常に相手の立場を、何を言わんとしているかを聴きながら、これが全体のことになるのかという判断が一つ出てくると思います。

【市長】

それはよくわかります。ただ、それは公平性ではなくて公共性ではないでしょうか。公共性ならよくわかるんです。公平性となるといろいろなことが頭に浮かびますが……。公平性というのはやっぱり守らないと。

【コーディネーター】

前例に従ったガチガチの公平だったら進歩がないわけですよ。会場とも議論になるかもしれませんので、公平性というのは宿題かもしれませんね。市民から見ると常にそこが1つの壁だというご指摘だと思います。

それでは会場の皆さんいかがです。是非ご質問いただきたいと思います。できるだけ沢山の方に発言いただきたいので、簡潔にお願いします。

### 【会場 A】

私は 13 年間坐骨神経痛に苦勞しました。現在 80 歳で薬もなしで健康な状態で過ごさせていただいております。足踏みですとかいろいろな温熱療法とかやっております。このやり方で、2 年間泣いてみえた方が、たった 38 日で元通りの状況になって本当に喜ばれました。行政としてこうしたことを地域ごとにやっていただけると、うつ病の方も認知症の方も少なくなってくるのではないかなと思います。

### 【コーディネーター】

そういう活動をされていて、その活動が広がればいいのではないかということですね。

はい、女性の方。

### 【会場 B】

総合計画推進委員に参加しております。考える会、総合計画、一宮市広報の編集委員などに参加させていただくようになりまして、市のことがずいぶん分かるようになりました。それまでは、市は勝手にやっているという感覚でしたので、自分がいざこういうことに参加しますと、以前の私と一緒に、市の方は勝手にやってくれと、それで何か不都合が起きたときに、「市は何をやっているんだ」という反対ばかりで、自分は何も参加しないで、自分自身がそのようであったことを今反省しております。

それから先程、八木議員が議会で一生懸命やっていることを何度もおっしゃっています。しかし先日、編集委員で委員会を傍聴させていただきました時に、「編集委員が今日傍聴に来ています」と紹介していただきました。ですから、今日はしっかりやられると思って拝見させていただきましたところ、議員の方がぐっすり眠って見えて、二人。今日参加されている方はそのようなことはないと思いますが、あの時は本当にがっかりしました。そして、総合計画の提案の大会が明日ありますけれど、今まで議員さんに案内を出していますが、議員さんの参加は 1 人か 2 人くらいです。ですから、明日の提案の大会には今日参加していただいている議員の皆さんと、一般市民の方も参加していただきたいです。知るということがいかに大切かということを私自身が身をもって思っておりますのでよろしくお願いします。

【コーディネーター】

今ご質問あったこと、八木さんの方は難しいというか、答えにくいですかね。八木さんは一生懸命やっていると言っているけど、実感は違うよということのようですね。

それから市長さんに対しては、市民参加の仕組みがあって、参加したらすごく良くわかったということですね。

【八木議員】

本当に今冷や汗が出ております、本音で言うと。見たままのとおりです。さりとして1つだけ擁護させてください。議員は365日、24時間、いろいろなご相談があります。夜中に電話が入って「来てくれ」と。朝6時に「大雨が降って浸水しかかっているから来てくれ」と。365日、24時間、実は常に緊張の中にいます。以前、ある人に言われました。「いつも八木さんは堂々と話しているけどどんな心境だ。慣れていていいよね」と。そうではありません。毎日が、皆さんと同じで、結婚式のスピーチを頼まれた心境ですよ。その時その時、毎日違う結婚式で違う人たちに対して、頼まれてスピーチをする、そんな緊張感の中で我々議員はやっております。ただし、決して間違っておりません。今おっしゃったとおりでございます。

【コーディネーター】

はい。

それでは、市長さん、お願いします。

【市長】

ありがとうございました。いろんな方にご参加いただくようになって決定的に変わったのは、先ほど申し上げたように、市民の皆さんは、市役所の職員はあんまり働かない、冷たい、何を言っても通じない、たぶんそんなイメージを持っておられる方が多いかと思うんですが、中に入っている職員とやりとりしていると、結構まじめに一生懸命やっているんだねということを知って頂けます。我々がやっている仕事に賛成か反対か、良いか悪いかは別ですよ。それとは別にして、少なくとも職員達はみんな一生懸命やっている、やはり公務員としての誇りと責任感を持ってやっている

ということを知っていただけるようになりますので、これは市民との協働の非常に大きな収穫だと思います。

【コーディネーター】

そうですね。そういう方が1人でも増えるといいですね。  
他にいかがですか。

【会場C】

岐阜県から来ました。自治基本条例は作ってからが大事だというお話がありました。市民の立場からして、具体的にまちづくりに興味があるときに、自治基本条例ができたことによって、どういう風に生かすことができるのか、具体的に、例えばでいいのですが、その辺を教えてください。

【コーディネーター】

具体的な、考えている仕組みみたいなものを、よろしいですか。

【市長】

条例を作っただけでは仕組みは動かないんですね。だから条例に見合っ、条例を動かすエンジンの役割が必要になるわけで、それは先程私が申し上げたように、例えば地域づくり協議会であり、市民活動支援制度です。そういった道具立てを、これは行政側が用意しないとなかなか市民の皆さん側では難しいことですから、とりあえず今2つ、大きなエンジンを用意しております。これ以外に多分足りない部分もたくさんあると思いますので、そういった部分は市民の皆さんからいろいろ提案を受けながら、隙間を埋めていく作業をこれからまたやっていく必要があると思います。とりあえずの2本柱としてその2つを今用意しました。そのことがこの条例にも書いてありますね。そういったことも含めて、ここでは地域づくり協議会にしる、市民活動支援制度にしる、直接的に議会は名前が出てきませんが、もちろんその影には、議会という存在があって、三者の協働で成り立つわけですから、そういった形でこれから進めていく。後は、ある意味では試行錯誤的な、また走りながらいろいろ考えていくということになろうかなと思っています。

【コーディネーター】

これからたくさんの方の参加の仕組みが用意されてくるんだと思います。いきなりパッと作るものではなくて、1つ1つ作っていくものだと思います。しかも、作り方がこのような市民を交えて作っていく、そういうことを試しながら参加の多様な仕組み、重層的な仕組みが用意されてくると思います。この条例が出来て、明日から物事がガラッと変わるというものではないと思います。

【八木議員】

今のご質問は、実は素案検討委員会で一般公募の方が中に入られていて、委員長の松下先生に出された質問と同じなんです。一宮市は、この自治基本条例を作ることによってどうなりますかという質問がありました。これは議事録を見ていただいてもいいんですが。検討委員会を重ねていく中で、今日も議題になりましたが、実は作ることが目的ではなくて、作った後が大事なことですという話が我々よく分かってきました。こういう機会を持って皆さんに説明しなくてはいけないのは、この自治基本条例は一宮市の憲法であり、これからさまざまな条例がこの自治基本条例に沿って制度改正されていくということが、この根本にあるんだと思っております。

【コーディネーター】

この条例の第5章で「実効性の確保」という規定があるんです。これはとても珍しい規定なんです。たいてい第24条のような規定がないんですけれども、あえて「第24条：この条例の遵守」、「第5章：実効性の確保」、という規定ができたということは、まさに具体的に調査をして実行する仕組みを1つずつ決めるということを実践的に宣言したということです。だから大いに期待しております

次の方、お願いします。

【会場D】

2点お願いします。1つ目は単純な質問ですけれども、執行機関というのがありませんね、定義に。その中に、農業委員会及び固定資産評価委員会というのがありますが、なぜこれらが入っているかを教えてください。

もう1点は情報の共有、先程から出ておりますけれど、なかなか行き届かないんですね。広報とかいろいろあるんですが、なかなか皆さんしっかり読まない。情報は公開されるんですが、なかなか行き届かない。共有にならない。最近の市民、どちらかという日本人全般だと思っておりますが、1対1で結ばれていればいいと、例えば学校と1保護者が結ばれていればいい、意見は1対1。それから行政に対しても、自分と市だけで結ばれていればいい。そういう個人と相手と結ばれていれば良いという感覚のようなので、情報共有をどういう風に進めていかれるかというのを知りたいと思います。

#### 【コーディネーター】

まず、最初の執行機関に農業委員会、固定資産評価委員会が入っているということは、日本の法制度は市長一本でなく、多元主義といって、例えば公平に審査するところは市長がやらずに他の機関を設けるという法制度の仕組みになっていますので、法制度の仕組みをそのまま表現したということになっています。要するに、執行機関はたくさんあるということで、それを素直に表現しただけのことです。

情報共有については大事な話です。情報共有を進めるという観点について、いかがですか。

#### 【市長】

共有と情報公開はちょっと意味が違うと思うんですね。私どもは、情報公開は本当に一生懸命やっているつもりです。市役所に来ていただければ資料コーナーというコーナーがありまして、インターネットをされない方にもさまざまな情報を手にとって見ていただくことが出来るわけですし、これは市役所、尾西庁舎、図書館等にもございます。さらにインターネットにもさまざまな情報を公開しておりまして、我々としてはこれ以上何をやれというんですかという感じですし、やっぱり、ただ口を開けて待っているだけでもいけないので、確認してもらわないと、情報を、市民の皆さんに。情報は充分用意してありますが、どなたがどの情報を欲しがっているかまではなかなかわかりません。情報はいっぱい出しておりますので、是非皆様方も積極的に情報を取りに来ていただきたい。そういうことを是非お願いしたいし、そういう声だけでも出してもらえれば、それに対して情報を提供することは可能です。何も発信しないで、

ただ手を出すだけで、「情報が来ない」では困るなあという感があります。

#### 【コーディネーター】

皆さんで考えていただきたいんですが、例えば今個人情報の保護が大事ですね。個人情報の保護が大事になったと考えられていて、逆に言うと過剰反応という問題がありますね。例えば、地域でどこに老人がいる、どこに障害者がいる、なかなかそういう情報が地域の人たちに出て行かないという問題があります。もちろん個人情報はしっかり守らなければいけないんだけど、地域の情報を活用して地域の福祉を実現していくということも1つの価値なんです。具体的に言うと、すごく分かりやすいんですけど、2月の28日に、私横須賀に住んでいるんですが、大津波が来るといって大騒ぎになったんですね。なぜ2月28日を覚えているかというと、2月27日は長男の結婚式で翌日がそうだったわけです。みんな電車が止まったんです。例えばそういうときに大津波が来るといったときに、近所に寝たきりの人がいるという情報がなかったら私はどうするか。自分だけで逃げるんです。そういう人たちを連れて逃げない。そういう問題が現実的な問題となっているんです。では、簡単に情報を出して良いのかという問題もある。しかし、情報を出さなきゃいけない。そうしないとみんなで助け合いができないという難しい問題もこれから情報共有というテーマで、みんなで考えていただきたいわけです。その仕組みをどのように作るかということです。簡単じゃないけれど、そういうことを考える時になってきたと思います。情報共有で言えば、例えばそういったこともこれから、今までは情報は出さないばかり、しかしこれだけでは話し合いがうまくいかないのではないかなといった問題意識を持ち、ではどのようにしたらよいかをみんなと考えていく。そんな具体的なことがこれから議論になっていくと思います。よろしいですか。

いかがですか。

#### 【会場E】

私は決して目を閉じている市民ではありません。自覚しております。

自治基本条例については、まったく私は関わってなかったので初めて今日中身を見せてもらいました。皆さんが話されている中で1条から25条まで全部読んで、説明も読みました。そこで気がついたことを3つ言います。

1つ目は第2条です。先程から憲法とか最高規範性とかいう言葉を述べられています。これは非常に重いと思います。これが1点。またその意味を教えてください。

2つ目、協働すべき三者として市民、行政、議会があります。行政については19条で市長の役割と責務、20条で執行機関の役割と責務、21条で職員の役割と責務、議会については18条で役割と責務。つまり権利と義務というような格好で述べられていますが、市民については5条に権利、6条に役割とあり、責務じゃないですね。こういう定義しかないみたいです。ただ24条に条例の遵守、これはよいと思います。市民についてはなぜ甘い定義しかしていないかなと疑問に感じました。それから17条に地域づくり協議会という言葉が出てきました。私も積極的に参加してみたいなあと思っています。ちなみに私は向山連区に住んでいて、地域づくり協議会が始まるらしいというところまでは聞いていたんですが、実際やってみたいなあと思ってもどうやって参加したらいいのかまったく分かりません。いったい誰が地域づくり協議会の会長さんになられたんですかとお聞きしたところ、連区長の何とかさんが横滑りしたとお聞きしました。ウソかホントか知りません。ただ、私たちも市民として地域づくりの中に積極的に参加しようとしたときに、おっしゃるほうでは積極的に参加してくださいと、目をつぶって腕を組んでただ待っているだけではダメですよと言いながら、実際にやってみようと思うと、どういう風に入っていくといいのか、一般市民としてはそれが分からないんですよ。こちら辺を教えてください。

最後です。25条、見直しですよ。これが非常にあいまいだと思います。例えば、条例を追加する、変更する、廃止する、こういったことについては具体的に何一つ書かれていません。これでいいんでしょうか。以上です。

#### 【コーディネーター】

まず最高規範性についてですけれども、この条例では実は憲法とは書いてなくて最高規範、要するにみんなが大事にすべきルールだと、これを一つの目標に、基本に据えてこれからまちづくりをしていこうということで、最高規範とは条文には書いてないけれども、「基本的な意思の表明でありその意思を最大限尊重されなければいけない」というような表現になりました。最高規範という表現は議論になったんですけれども、やや法的に難しいというふうに考えました。同じ条例なので、同じ条例間での最高性というのは法的に難しいということで、条文に書いたような基本的な意思の表

明という表現になったというわけです。

それから市民の役割、責務について、岩原さん、いかがですか。責務にしたほうがいい、義務にしたほうがいいといろいろ議論になりましたよね。役割という風に、責務や義務よりもやや丸まった表現になったわけですが、このあたりについて個人的な見解でも結構ですのでありましたら、いかがですか。

【岩原氏】

議論の中では、今発言された方のような意見もございました。ただ、議論のプロセスの中で、市民のところを少し甘くするという意識はまったくなかったように思います。条例では、ボランティア団体とかNPOとか企業、法人も市民の中に入れておいて、個人というものと市民という概念をイコールにしてしまうとそういう感じを少し受けるのかなと思います。この条文だけを見るとボリューム的に小さいということもあるので、そういう風に受け止めてしまうこともあるのかなと思います。議論の中では、懸念されるようなことはまったくなかったように思いますけれども、先生のほうからもお願いします。

【コーディネーター】

市民についてはいろいろな議論になるわけですが、先程も申し上げたようにできない人に無理やりやれというものいいことではない。ただ、まちに参加して欲しい、まちのことを大事に思って欲しいという思いをこめて役割という風にしました。議論をした末に役割としたわけです。

では、地域づくり協議会への参加についてはいかがですか。

【市長】

その前にもう1問ありましたよね。自治基本条例についてまったく知らなかったというご発言がありました。私ども、こういった条例、特に市民が参加する、市民のための条例を作ること、あるいはさまざまな施設の整備、例えば市庁舎の立替とか、こういった大きな事業があるときには必ずパブリックコメントをやります。市民意見提出制度です。それをやっておりますので、さまざまなご意見をこの問題についてもいただいております、そういった意味での情報公開、あるいは意見募集をしております。

す。広報は当然のことながら、ホームページでもそういった情報を十分に提供してきたと思っています。

それから、地域づくり協議会についてもあまり情報がないということでしたが、これも地域づくり協議会を発足する前年には1年かけて準備会が作られまして、その中でいろいろとご相談をしていただいております。そこではまた便りというのが発行されておりまして、年に数回だと思いますが、便りが発行され、さまざまな情報が提供されていると思います。また発足した後は毎月のように地域づくり協議会便りが発行されて、こんなことをやっていますという情報提供がされていると思います。したがって、今おっしゃられたようなことはあまりないのではないかと思います。もし充分でなければ今後改めていかねばならないかなと思います。

#### 【コーディネーター】

それから見直しですね。何年に見直すのかということですが、よくあるのは4年で見直すとか5年で見直すというものです。でも4年で見直すというのは、結果的に4年間見直さないんですね。

#### 【会場E】

私が言ったのは見直し期間ではなくて、具体的な見直しの方法が書いていないということです。

#### 【コーディネーター】

見直しの方法は条例には書いてありませんので、適切な見直しの方法をこれから詰めていくわけです。どのように見直すかというところまで議論が及びませんでしたので、実効性のあるように是非見直してほしいし、そういう仕組みを作ってほしいですね。そして、それを多いに見守ってほしいと思います。よろしいですか。

それでは、そろそろ時間ですので最後に1問。

#### 【会場F】

私は初めて老人会の役を、町内レベルで、老人会長ということで引き受けさせてい

ただいたのが去年で、今年2年目ということの中で、行政さんに要望という形になろうかと思うんですが、同じような内容の協力依頼が、たぶん部から降りてくるような気がするので、条例にもありますように情報の共有そのものを行政さんの中でやってもらいたい。受け手は1人なので、例えば町内会長であれば、市役所でいう様々な部門から町内会長に依頼が降りてくるんですが、受け手は1人なんです。ですから、そういう役に携わる人たちの指導といいますか、人づくりの方に……。条例は今できました。これを生かすように努力しますということで、私は14条、17条に関係するので、それについて努力したいと思っております。私も年金生活に入りましたから、やれる人がやるということでやらせていただこうとは思っています。行政さんも、いろんな質問をしても、横の連絡が取れていないのでなかなか戸惑うということがあります。その辺をお願いしたいと思います。

#### 【コーディネーター】

それでは時間が来ました。

是非、こういう議論を引き続きやっていただきたいと思えます。この条例は再三言っているように、育てる条例です。基本条例ですから、細かいことは当然のことながらこれから詰めていったり、制度設計していく中で充実していったり、そういう育てる条例です。したがって、関心を持ったり、どうなっているかと注目したりしないとなかなか見えないし、進まない心配もあるわけです。ですから、さまざまな機会を使って、この条例の進捗状況を確認して頂き、あるいは意見を言っていただきたいと思えます。それによって良くなっていくんだと思えます。そういう条例として自治基本条例がスタートしたわけです。

今日の議論の中で非常に印象に残ったことをお話させていただきます。一緒にやると理解が進むということです。知らないと表面的な、あるいは新聞に載っているような、そういう議論になってしまう。一緒に議論すると、お互いが理解できて、お互いの言っていることが少しずつ分かってくるということなんです。この条例が目指したことはまさにそういうことであって、作るプロセスから市民と一緒にあって、三者が作っていく。それがこの条例のミソなわけです。この条例のそういった意義を生かす、今後のさまざまなしくみの作り方でも、この条例の良さを生かしていただきたいと思

います。

それから、三者がそれぞれ連関しているということが改めて分かりました。市民がこうやろうと思っても、行政にそれを受ける発想の転換がないと空回りしてしまう。それぞれの立場で発想の転換が必要だと思います。行政は、もともと市民のためにあるという原則に戻って、最後のお話にありましたように少しずつ直していく。急には直らないかもしれないけれど少しずつ直していく。議会も同じです。そして市民も同じです。そうして直していきつつ、少しずつよいまち、いいなというまちに進んでいく。そのための条例なんだと思います。この条例がまた来年、再来年ということで一歩ずつ進歩して、このまちが少しでも暮らしやすくなっていく、そういうことを期待して終わりたいと思います。

今日は長時間にわたりましてありがとうございました。